

忠岡町地域防災計画資料編 目次

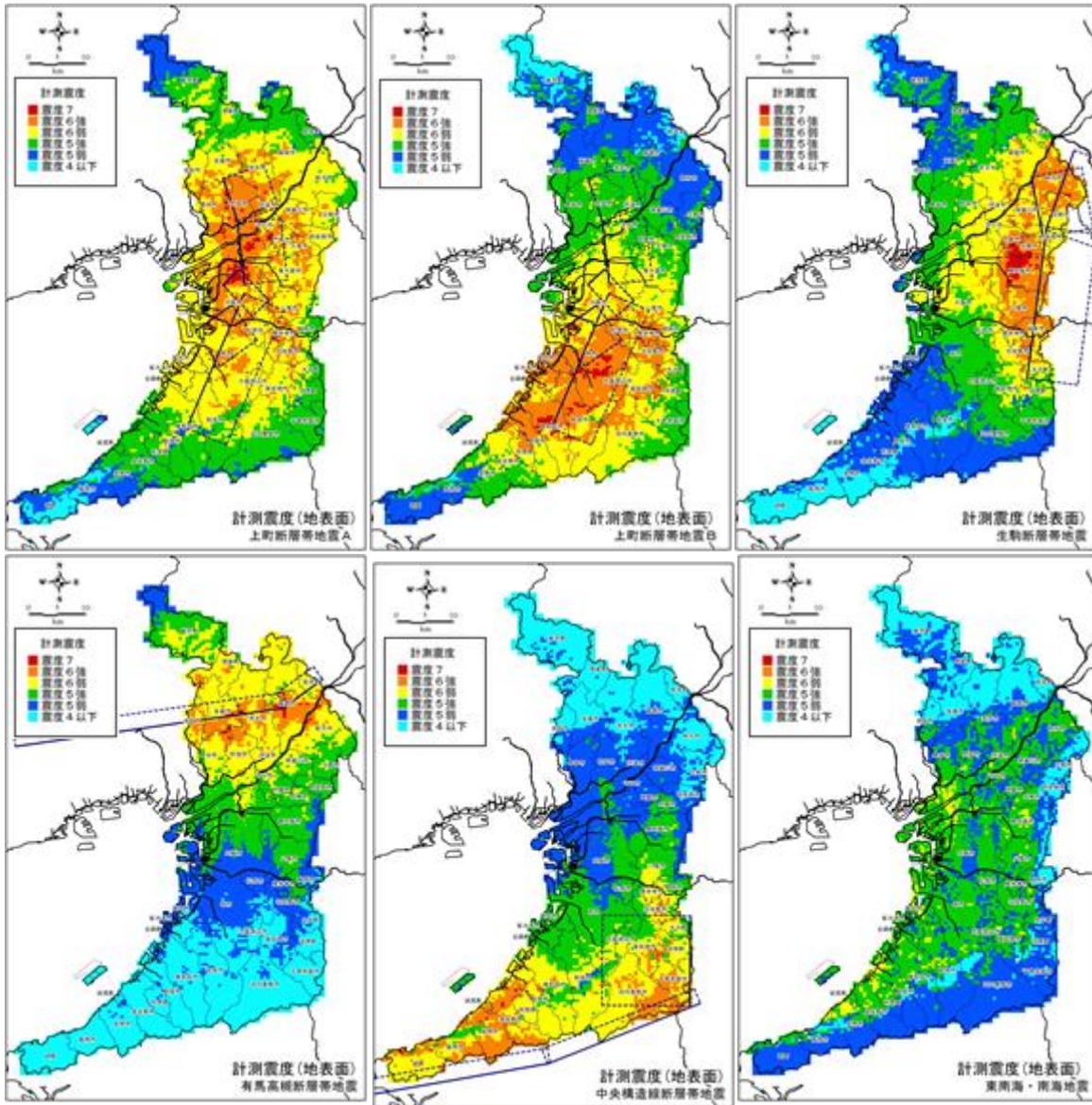
1	地震被害想定の概要	1
	南海トラフを含めた地震被害想定（本編第2編第3章第2節第2より）	1
2	防災組織・体制関係	7
(1)	忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌（本編第3編第1章第1節第1より）	7
(2)	忠岡町防災配備体制表（本編第3編第1章第1節第2より）	11
(3)	忠岡町自主防災組織一覧表	13
(4)	防災関係機関等連絡先一覧表	14
3	情報収集伝達・災害広報	15
(1)	大阪府防災情報システムによる報告	15
(2)	被害状況等報告基準	16
(3)	忠岡町防災行政無線整備状況	18
(4)	忠岡町防災行政無線基地局一覧表	19
(5)	防災行政無線個別受信機設置場所一覧表	20
4	備蓄関係	21
(1)	忠岡町災害用備蓄物資等の考え方	21
(2)	忠岡町災害用備蓄物資等の状況	22
(3)	大阪府の防災拠点	23
5	医療・衛生等関係	24
(1)	町内医療機関一覧表	24
(2)	ごみ・し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表	25
(3)	火葬場	26
6	消防・水防関係	27
(1)	消防力の整備指針と現有消防力の比較	27
(2)	現有消防水利	29
(3)	公設消火栓口径別及び比率	30
(4)	公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表	31
(5)	忠岡町消防団の組織	32
7	ライフライン関係	33
8	避難関係	34
(1)	避難場所一覧	34
(2)	避難路一覧	38
9	条例関係	39
(1)	防災会議条例	39
(2)	忠岡町災害対策本部条例	41
(3)	忠岡町防災行政無線局管理運用規程	42
(4)	忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例	44
(5)	忠岡町災害見舞金等支給条例	47
(6)	大阪府災害救助用食糧緊急引渡要領	49
(7)	忠岡町災害派遣手当に関する条例	52
10	災害時相互応援協定	53
11	災害救助法の適用基準	57
12	被害認定統一基準（災害弔慰金関係）	58
様式		59
	被害情報報告用様式	59
	緊急通行車両関係様式	66
	自衛隊の災害派遣要請について（知事宛）	71
	防災行政無線依頼書	72
	罹災証明願	73

1 地震被害想定の概要

南海トラフを含めた地震被害想定（本編第2編第3章第2節第2より）

第2 大規模地震の被害想定（平成18年度公表）

1 大阪府内の地震動予測



2 大阪府内の被害想定

想定地震	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7
	計測震度4~7	計測震度4~7	計測震度4~7
建物全半壊棟数	全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟
出火件数 (炎上出火1日夕刻)	538	254	349
死傷者数	死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人
罹災者数	2,663千人	1,515千人	1,900千人
避難所生活者数	814千人	454千人	569千人
ライフイン	停電	200万軒	60万軒
	ガス供給停止	293万戸	128万戸
	電話不通	91万加入者	42万加入者
	水道断水	545万人	372万人
経済被害	直接被害	11.4兆円	6.9兆円
	間接被害	8.2兆円	5.2兆円
	合計	19.6兆円	12.1兆円

想定地震	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	マグニチュード (M) 7.9~8.6
	計測震度3~7	計測震度3~7	計測震度4~6弱
建物全半壊棟数	全壊 86千棟 半壊 93千棟	全壊 28千棟 半壊 42千棟	全壊 22千棟 半壊 48千棟
出火件数 (炎上出火1日夕刻)	107	20	9
死傷者数	死者 3千人 負傷者 46千人	死者 0.3千人 負傷者 16千人	死者 0.1千人 負傷者 22千人
罹災者数	743千人	230千人	243千人
避難所生活者数	217千人	67千人	75千人
ライフイン	停電	41万軒	15万軒
	ガス供給停止	64万戸	8万戸
	電話不通	17万加入者	8万加入者
	水道断水	230万人	111万人
経済被害	直接被害	2.8兆円	1.1兆円
	間接被害	1.7兆円	1.4兆円
	合計	4.5兆円	2.5兆円

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

3 本町内の被害想定

本町における地震被害の想定結果（前提条件⇒冬の夕刻、平日午後6時頃、晴れ、平均風速2.4m/s

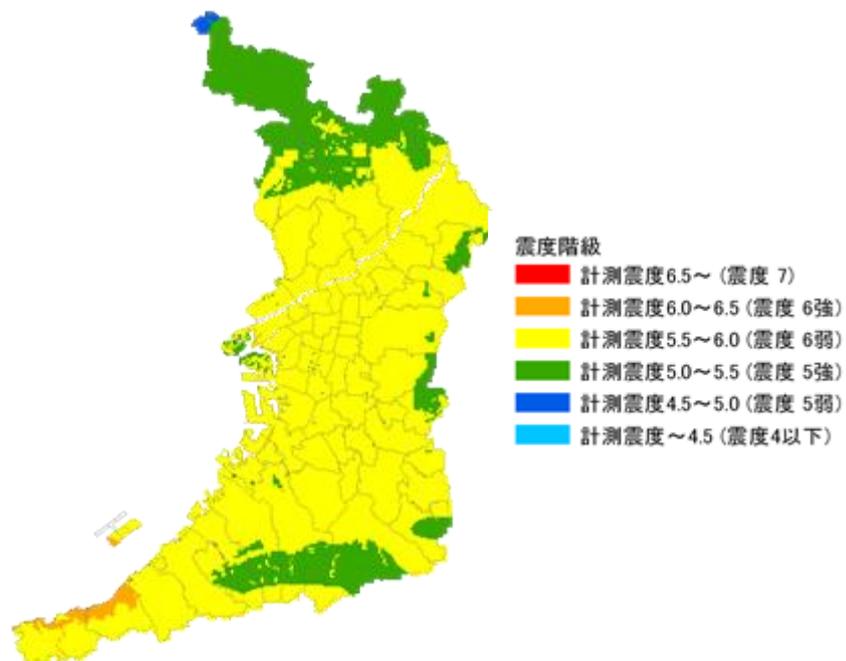
資料一 大阪府地域防災計画関連資料集による想定（忠岡町の数値）

想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	
地震の規模 想定項目	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	マグニチュード (M) 7.9~8.6	
	計測震度 6弱~6強	計測震度 5弱	計測震度 4~5弱	計測震度 5強	計測震度 5強~6弱	
建物全半壊棟数	全壊 995棟 半壊 1,190棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 49棟 半壊 118棟	全壊 55棟 半壊 130棟	
出火件数	1件	0件	0件	0件	0件	
ライフライン	停電	1,262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
	ガス供給停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	87.9%	22.8%	0%	18.4%	8.9%
	固定電話不通	2,876回線	21回線	0回線	213回線	2回線
死傷者数	死者 8名 負傷者 329名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 30名	死者 0名 負傷者 33名	
罹災者数	6,534人	3人	0人	499人	422人	
避難所生活者数	1,895人	1人	0人	145人	123人	

資料：大阪府地域防災計画関連資料

第3 大規模地震の被害想定（平成25年度公表）

1 大阪府内の地震動予測



2 大阪府内の被害想定

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード（M） 9.0～9.1	
	計測震度5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊	179千棟
	半壊	459千棟
出火件数 （炎上出火冬18時）	61	
死傷者数（冬18時）	死者	134千人（津波の早期避難率が低い場合） 9千人（津波の避難が迅速な場合）
	負傷者	89千人（津波の早期避難率が低い場合） 26千人（津波の避難が迅速な場合）
避難者数	192万人（内、避難所生活者数 118万人）	
ライフイン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万户
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

資料—2 南海トラフ巨大地震対策等検討部会（大阪府防災会議内）による想定（1）
 （前提条件：地震動基本ケース（冬：深夜、平均風速）、陸側ケース（冬：夕方、風速8m/s）

想定地震		南海トラフ巨大地震				
地震の規模 想定項目		マグニチュード (M) 9.0~9.1				
		計測震度 5.5~6.0				
時間経過		被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後
ライフライン 不通割合	上水道	100%	39.6%	37.3%	34.8%	10.6%
	下水道	3.9%	3.9%	2.7%	1.6%	0%
	電力	49.0%	60.5%	26.8%	0%	0%
	都市ガス	0%	0%	0%	0%	0%
	固定電話	100%	75.0%	25.0%	0%	0%
	携帯電話	100%	63.8%	30.4%	3.7%	3.7%
避難者数 (罹災者)		5,102 人		2,171 人		2,321 人
うち避難所生活者		3,397 人		1,478 人		696 人
帰宅困難者		1,263 人	—			
EV内 閉じ込め		17 台	—			
道路被害 箇所		7 箇所	—			
物資	飲料水	116,860ℓ		78,909ℓ		—
	食料	55,099 食		31,263 食		—
	毛布	832 枚				—
医療	転院 患者	0 人				
	医療対応 不足数	400 人				
廃棄物	災害 廃棄物	1.2 万 t				
	津波 堆積物	3.4~5.4 万 t				

資料：南海トラフ巨大地震対策等検討部会（大阪府防災会議内）資料

注1 「—」はデータなし

注2 都市ガスのライフライン不通割合（0%）は、津波による都市ガス被害戸数 442 戸を除く。

資料—3 南海トラフ巨大地震対策等検討部会（大阪府防災会議内）による想定（2）
 （前提条件：地震動基本ケース（冬：深夜、平均風速）、陸側ケース（冬：夕方、風速8m/s）

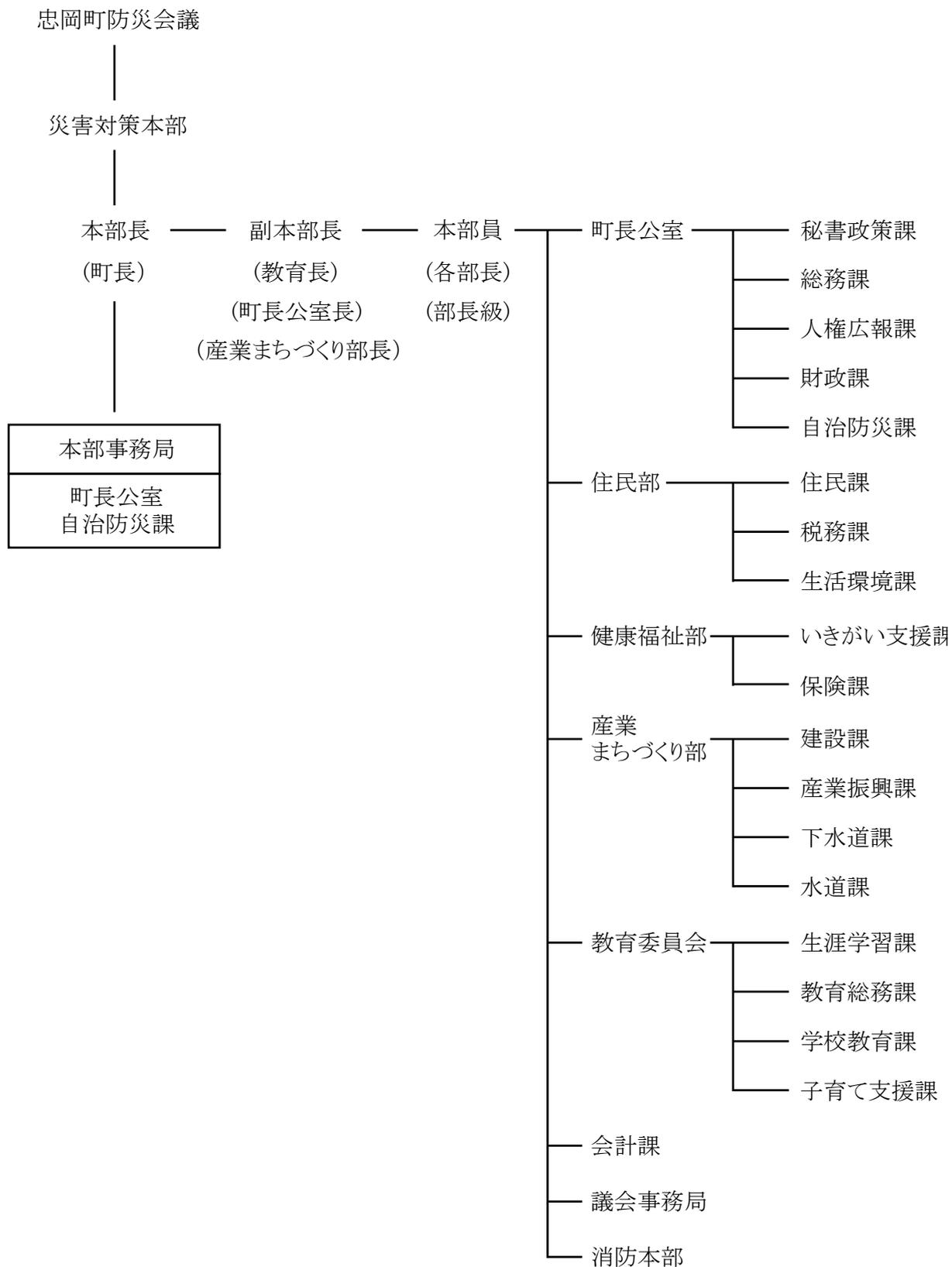
想定地震		南海トラフ	備考
地震の規模 想定項目		マグニチュード (M) 9.0～9.1	
		計測震度 5.5～6.0	
建物	揺れ原因	全壊 9 棟 半壊 235 棟	
	液状化被害	全壊 41 棟 半壊 115 棟	
	津波被害	全壊 60 棟 半壊 1,121 棟	
	急傾斜地崩壊	全壊 0 棟 半壊 0 棟	
	火災被害	全壊 0 棟	
転倒	ブロック塀	169 件	
	自動販売機	98 件	
屋外落下物		6 棟	
人的被害	建物倒壊による	死者 0 人 負傷者 34 人	
	津波による	死者 559 人 負傷者 344 人	早期避難率が低い場合、冬 18 時
	堤防沈下による	死者 0 人 負傷者数 0 人	
	急傾斜地崩壊による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	火災による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	ブロック塀転倒による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	自動販売機転倒による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物による	死者 0 人 負傷者 17 人	冬 18 時
津波による 要救助者	290 人	冬 18 時	

資料：南海トラフ巨大地震対策等検討部会（大阪府防災会議内）資料

2 防災組織・体制関係

(1) 忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌（本編第3編第1章第1節第1より）

忠岡町災害対策本部組織



忠岡町災害対策本部事務分掌

部 名 (責任者)	課名	事 務 分 掌
町長公室 (町長公室長)	自治防災課 (災害対策本部 事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の協力団体（自主防災組織等）との連絡調整に関する こと。 2. 災害対策本部会議に関すること。 3. 各部との連絡調整に関すること。 4. 気象並びに災害情報の収集及び報告に関すること。 5. 防災関係機関との連絡、調整及び各種報告に関すること。 6. 災害救助法に関すること。 7. 自衛隊の派遣（撤収）要請に関すること。 8. 災害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する こと。 9. 罹災証明書の発行に関すること。 10. 災害対策本部の庶務に関すること。 11. ボランティアに関すること。 12. 物価の安定監視
住民部 (住民部長)	秘書政策課 総務課 財政課 人権広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般見舞者の受付に関すること。 2. 本部長等の被災地視察及び慰問に関すること。 3. 職員の動員及び調整、現状把握に関すること。 4. 物品購入等契約に関すること。 5. 物資の調達、管理及び配備に関すること。 6. 救援物資の調達計画 7. 車両の集中管理に関すること。 8. 町有財産の被害状況調査の総括に関すること。 9. 災害に関する予算措置に関すること。 10. 町の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること。 11. 広報公聴活動に関すること。 12. 災害状況の記録写真に関すること。 13. 報道関係との連絡調整に関すること。 14. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。
	住民課 税務課 生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の確保及び配分に関すること。 2. 主食販売業者との連絡調整に関すること。 3. 被災者等の炊き出しに関すること。 4. 炊き出し設備の確保に関すること。 5. 身元不明の遺体の処置及びに遺体安置所の設置に関する こと。 6. 遺体の収容に関すること。 7. 人的被害及び家屋被害状況調査に関すること。 8. 被災者に対する町税の減免等の決定及び救助のため被害 程度の決定に関する調査に関すること。 9. 防疫用薬品及び衛生資機材等の確保に関すること。 10. 感染症の防疫に関すること。 11. じん芥及びし尿の応急処理に関すること。 12. 公害対策に関すること。 13. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。 14. 死亡獣畜（ペット等）の収集及び処理に関すること 15. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること。 16. 外国人の被災対策に関すること。 17. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。

<p>健康福祉部 (健康福祉部長)</p>	<p>いきがい支援課 保険課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 忠岡町社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 2. 保健所及び日赤奉仕団等への連絡調整に関する事。 3. 災害応急物資、救援物資等の調達配給に関する事。 4. 疾病、負傷者など調査及び収容に関する事。 5. 義援金品、見舞金品等の受付に関する事。 6. 生活保護世帯の被災者状況調査に関する事。 7. 災害見舞金等の支給に関する事。 8. 生活物資の調達及び配給計画に関する事。 9. 災害に関する相談及び処理に関する事。感染予防に関する事。 10. 被災者の健康調査及び相談に関する事。 11. 要配慮世帯の被災状況調査に関する事。 12. 避難所の運営、開設に関する事。 13. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。
<p>産業まちづくり部 (産業まちづくり部長)</p>	<p>建設課 水道課 下水道課 産業振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関係資機材の調達に関する事。 2. 町内被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に関する事。 3. 被災者の応急仮設住宅建設に関する事。 4. 応急仮設住宅の用地確保に関する事。 5. 町営住宅の災害復旧に関する事。 6. 公共土木施設被害状況調査及び応急対策に関する事。 7. 道路等の障害物の除去に関する事。 8. 通行制限に関する事。 9. 泉州水防事務組合との連絡調整に関する事。 10. 水道施設の被害状況調査及び復旧計画に関する事。 11. 浄水場施設の緊急措置及び事故対策に関する事。 12. 水質管理に関する事。 13. 水道関係資機材の調達に関する事。 14. 断水時における広報活動に関する事。 15. 飲料水の確保及び供給に関する事。 16. 町給水工事公認業者への応援協力要請に関する事。 17. 公共下水道及び都市下水路の災害復旧等に関する事。 18. 公共下水道施設の被害状況の把握及び災害復旧等に関する事。 19. 農協、漁協、商工会、水利組合等との連絡調整に関する事。 20. 農地、農業用施設及び農作物の被害状況調査に関する事。 21. 水産業被害状況調査に関する事。 22. 商工業関係の被害状況調査に関する事。 23. 商工業者の復旧資金の融資斡旋に関する事。 24. ため池の警戒に関する事。 25. 応急危険度判定活動に関する事。 26. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。

教育委員会 (教育部長)	教育総務課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の避難等安全確保に関すること。 2. 小中学校との連絡調整に関すること。 3. 小中学校の児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。 4. 応急教育に関すること。 5. 保育所の閉鎖等の措置、園児の避難等安全確保及び応急保育に関すること。 6. 幼稚園等との連絡調整に関すること
	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係費の収入及び支出の審査並びに決算に関すること。 2. 他課への応援に関すること。
消防本部 (消防長)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団との連絡調整に関すること。 2. 消火活動に関すること。 3. 消防機関への応援要請に関すること。 4. 被災者の救出、行方不明者の捜索に関すること。 5. 救急業務に関すること。 6. 情報収集に関すること。 7. 被害調査に関すること。 8. 必要資機材の調達及び点検整備に関すること。 9. 医療機関との連絡調整に関すること。
議会事務局 (事務局長)	事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会議員への連絡に関すること。 2. 他課への応援に関すること。

(注) 上記の事務分掌は原則的なもので、災害の規模、形態等状況の変化により、各対策部相互に応援を行い、円滑な災害対策活動を図るものとする。

(2) 忠岡町防災配備体制表（本編第3編第1章第1節第2より）

第2 動員配備体制

1 配備指令

町長は、災害の規模、種類等を検討し、必要な防災体制をとるため、次の区分の配備を指令する。

ただし、町長の指示がない場合でも、状況に応じて防災担当部長において、その配備を決定することができる。この場合、防災担当部長は、直ちに町長に報告しなければならない。

また、以下の配備区分にかかわらず、災害状況に応じ、必要な職員を指名動員することができる。

(1) 警戒配備

ア 配備時期

- ① 災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたとき
- ② その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

情報の収集及び伝達、通信情報活動を実施する体制（概ね20人程度）

(2) A号配備

ア 配備時期

- ① 気象予警報等により、災害発生のおそれがあるとの通信情報があり、時間・規模等予測困難なとき
- ② 本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において震度4の地震が発生したとき
- ③ 本町域内で小規模の災害が発生したとき
- ④ その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

- ① 災害警戒本部の設置
- ② 水害その他の災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検・整備、小規模の災害応急対策を実施する体制（概ね40人程度）

(3) B号配備

ア 配備時期

- ① 本町域内で中規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- ② その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

- ① 災害対策本部の設置
- ② 中規模の災害応急対策を実施する体制（概ね70人程度）

(4) C号配備

ア 配備時期

- ① 本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において震度5弱以上の地震が発生したとき
- ② 本町域内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- ③ その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

- ① 災害対策本部の設置
- ② 町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制（全職員）

2 動員方法

(1) 配備計画

各部長は、部内を調整のうえ予め配備計画を作成し、必要な人員を確保し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(2) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長の指示により、配備体制を整え、各部長は、職員を指揮して速やかに実動体制を確立するものとする。

(3) 非常召集の伝達

勤務時間外における召集の伝達は、各部長が予め決定してある連絡系統に基づき、電話等により行うものとする。

また、職員は、テレビ、ラジオ等で本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)において、震度5弱以上の地震が発生したことを認知したときは、自ら役場に出勤するものとする

(3) 忠岡町自主防災組織一覧表

地区名	組織名	防災倉庫所在地
東区	東区自治振興協議会自主防災部	子供の広場（ゲートボール場）内
西区	西区自主防災会	西区集会所横
南区	南区自主防災会	南区集会所横
北区	北区自主防災会	子供の広場（北グラ）内
中央	中央自主防災会	町民運動場内
青空	青空自主防災会	東3丁目16-15
馬瀬	馬瀬自主防災会	東忠岡幼稚園内
若竹	若竹自主防災会	馬瀬3丁目11番地内
北出	北出自主防災会	北出1丁目4番地（田治米線沿い）内
高月南	高月南自主防災会	高月南集会所横
高月北	高月北自主防災会	高月北集会所横

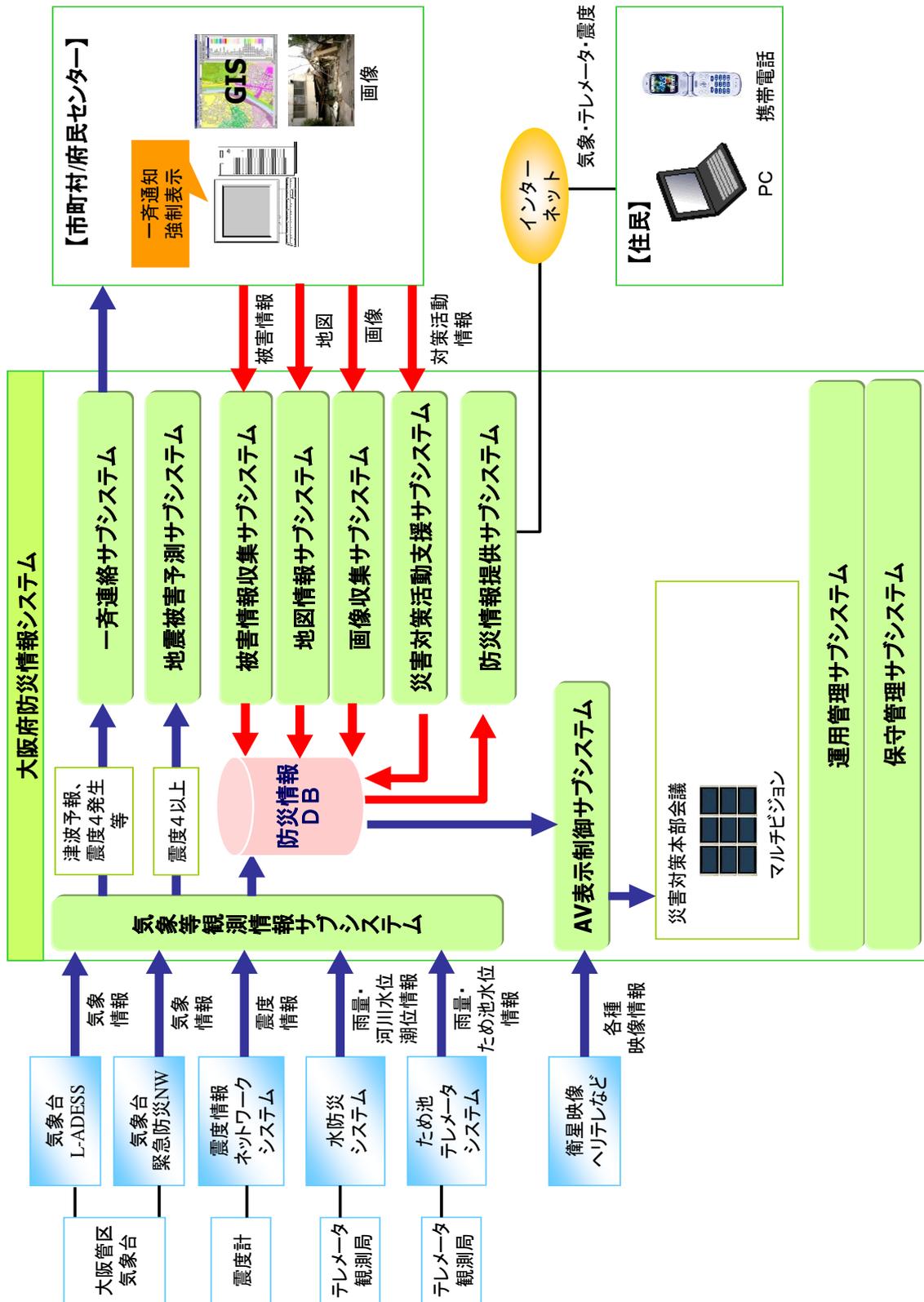
(4) 防災関係機関等連絡先一覧表

防災関係機関等連絡先一覧表

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防 災 行政無線
			代 表	直 通	
★指定地方行政機関等					
大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前 4-1-76		06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局	企画部	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141		820-8920
近畿農政局大阪地域センター		大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691		804-8900
岸和田海上保安署		岸和田市新港町 1	072-422-3592		814-8900
泉大津労働基準監督署		泉大津市池浦町 1-5-4	0725-32-3888		
★自衛隊					
陸上自衛隊第三師団	第 3 部防衛班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	0727-81-0021	(昼間) 内線 3735 (夜間) 内線 3301	823-8900
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	第三科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090		825-8900
★大阪府警察					
大阪府警察本部	警備課	大阪市中央区大手前 3-1-11	06-6943-1234		830-8986
泉大津警察署	警備課	泉大津市田中町 2-12	0725-23-1234		
★大阪府					
大阪府	危機管理室防災企画課	大阪市中央区大手前 2	06-6941-0351	06-6944-6287	200-8920
港湾局		泉大津市なぎさ町6-1 堺泉北港 ポートサービスセンタビル 10F	0725-21-1411	0725-21-7248	322-8920
阪南港湾事務所	管理課	岸和田市港緑町 5-10	072-439-5261		384-8900
鳳土木事務所	地域支援・企画課	堺市西区鳳東町 4-390-1	072-273-0123		337-8900
大阪府和泉保健所	企画調整課	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342		622-8900
★指定公共機関及び指定地方公共機関等					
J R 和泉府中駅		和泉市府中町 1-1-10	0725-41-0259		
西日本電信電話(株)大阪支店	設備部災害対策室	大阪市中央区博労町 2-5-15 OCB 11 階	06-6120-4771		835
日本通運(株)泉州支店	管理課	岸和田市並松町 29-3	0724-39-2223		845
関西電力(株)岸和田営業所		岸和田市藤井町 3-4-4	0724-23-5481		846-1
南海電鉄(株)泉大津駅		泉大津市旭町 19-1	0725-32-0209		
大阪ガス(株)導管事業部南部導管部		堺市住吉橋町 2-2-19	0722-38-2394		844-1
日本赤十字大阪府支部		大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705	06-6943-0743	837-8980
★その他関係機関					
一般社団法人泉大津市医師会		泉大津市宮町 2-25	0725-33-8181		

3 情報収集伝達・災害広報

(1) 大阪府防災情報システムによる報告



(2) 被害状況等報告基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若し

くはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（以上、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官）より抜粋）

(4) 忠岡町防災行政無線基地局一覧表

名 称	所 在 地
忠岡消防署	忠岡北 1 丁目 1 番 23 号
新浜緑地公園 (テニスコート)	新浜 2 丁目 4 番
町民いこいの広場	忠岡中 3 丁目 9 番
忠岡中 2 丁目	忠岡中 2 丁目 4 番
鉢の様第 3 チビッコ老人憩いの広場	忠岡東 3 丁目 2 番
忠岡町役場	忠岡東 1 丁目 34 番 1 号
北出公園	北出 2 丁目 17 番
高月向井田公園	高月北 2 丁目 20 番

(5) 防災行政無線個別受信機設置場所一覧表

設置場所	所在地	グループ種別
忠岡町役場(防災行政無線室)	忠岡東1-34-1	モニター用
忠岡町役場(防災担当課)	忠岡東1-34-1	モニター用
忠岡町消防本部	忠岡北1-1-23	消防施設
文化会館	忠岡南1-18-17	避難所
図書館	忠岡南1-18-17	避難所
忠岡中学校	忠岡東1-17-5	避難所
忠岡小学校	忠岡南1-12-30	避難所
東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	避難所
忠岡幼稚園	忠岡南1-12-44	避難所
東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	避難所
総合福祉センター	忠岡南1-9-15	避難所
忠岡保育所	忠岡中2-16-27	避難所
東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	避難所
高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	避難所
東忠岡老人憩いの家	北出2-1-21	福祉施設
し尿処理場	新浜2-5-46	その他
忠岡斎場	忠岡南2-17-33	その他
北出浄水場	北出3-1-8	その他
忠岡雨水ポンプ場	新浜1-9-1	その他
クリーンセンター	新浜2-5-46	その他
忠岡町児童館	忠岡東1-34-1	その他

4 備蓄関係

(1) 忠岡町災害用備蓄物資等の考え方

1 重要物資確保の基準について

(1) アルファ化米等

避難所生活者数の1食分を府及び町がそれぞれ備蓄

なお、町での備蓄分は原則として5年保存のものを毎年目標数の20%を目安に購入

(2) 高齢者用食

避難所生活者数（特に配慮が必要な高齢者等）の1食分を府及び町がそれぞれ備蓄

（人口比2%で算出）

(3) 粉ミルク

避難所生活者数（乳児）の1日分以上を府及び町がそれぞれ備蓄

（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）

(4) 哺乳瓶

避難所生活者数（乳児）分を町が備蓄。府は予備分を備蓄

（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）

(5) 毛布

避難所生活者数のうち子ども、高齢者等の分（人口比30%）を町が、その他を府がそれぞれ備蓄

(6) おむつ

避難所生活者数（乳児）の1日分を府及び町がそれぞれ備蓄

（人口比3%、1日5個で算出）

(7) 生理用品

避難所生活者数（女性）の1日分を府及び町がそれぞれ備蓄

（幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出）

(8) 簡易トイレ

避難所生活者数100人に1基（ボックス型）を町が備蓄。府は組立て型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

2 避難所必要面積について

避難所生活者数（一人当たり1.65㎡）を収容することができる避難所面積を確保

3 広域避難地必要有効面積について

延焼火災から一時的に避難することができる広域避難地（一人当たり1㎡）の有効面積を確保

4 応急仮設住宅建設予定地について

全壊に消失を加えた世帯数に救助法の設置戸数（3割）を勘案し、1戸当たり50㎡（救助法の住宅基準の約2倍）で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

(2) 忠岡町災害用備蓄物資等の状況

物資名	目標量の考え方	目標量	現保有量
アルファ化米等	避難所生活者の1食分	5,102食	2,560食
高齢者用食	避難所生活者（要援護高齢者等）の1食分 人口比4%で算出	205食	100食
粉ミルク (150g/人・日)	避難所生活者数（乳児）1日分 人口比1.5%・人口授乳率70%で算出	8,036g	1,950g
哺乳ビン	避難所生活者数（乳児）分 人口比1.5%・人口授乳率70%で算出	54本	20本
毛布	避難所生活者のうち災害時要援護者 (子ども、高齢者等) 人口比30%で算出	1531枚	400枚
おむつ	避難所生活者数（乳児）の1日分 人口比3%・1日5個で算出	766個	1,152個
生理用品	避難所生活者数（女性）の1日分 人口比65%のうち女性51% 1日5個で算出	8,457個	4,932個
簡易トイレ	避難所生活者100人に1基	52個	638個

(3) 大阪府の防災拠点

防 災 拠 点

(大阪府関係資料)

区 分	対 象 地 区
広域防災拠点	<ol style="list-style-type: none">1. 大阪北部2. 大阪中部（八尾空港周辺）3. 大阪南部（りんくうタウン）
後方支援活動拠点	<ol style="list-style-type: none">1. 日本万国博覧会記念公園2. 服部緑地3. 大阪城公園4. 鶴見緑地5. 長居公園6. 寝屋川公園7. 久宝寺緑地8. 山田池公園9. 大泉緑地10. 錦織公園

5 医療・衛生等関係

(1) 町内医療機関一覧表

町内医療機関				
番号	名称	住所	診療科目	電話番号
1	医療法人穂仁会 聖祐病院	忠岡町忠岡北1-3-7	内科・外科・整形外科・ リハビリテーション科	20-6650
2	おくだ医院	忠岡町忠岡東1-21-27 プリムローズ桜井1階	内科・循環器科・リハビリ テーション科・麻酔科	31-0728
3	真嶋医院	忠岡町忠岡東1-15-17	内科・外科・胃腸科	32-2481
4	安明医院	忠岡町忠岡南1-14-3	内科・消化器科	33-5916
5	加藤医院	忠岡町忠岡中1-11-12	内科・リハビリテーショ ン科	20-2600
6	村田内科	忠岡町高月北2-16-34	内科・循環器科	46-3700
7	八木レディースク リニック	忠岡町忠岡東1-22-39	産婦人科・内科	20-0312
8	安藤外科・整形外 科医院	忠岡町忠岡東1-39-29	外科・整形外科	22-5515
9	やぎ医院	忠岡町忠岡東1-7-16	内科	23-8864
10	広部クリニック	忠岡町忠岡東1-40-25	内科	32-1831
11	中川クリニック	忠岡町忠岡東2-22-15 -13	小児科	22-1611
12	さかい眼科クリニ ック	忠岡町忠岡東1-20-23	眼科	20-3103
13	あい眼科クリニッ ク	忠岡町馬瀬3-4-1	眼科	22-8180
14	医療法人安藤医院	忠岡町忠岡東1-39-29	耳鼻咽喉科	32-1996
15	正木歯科医院	忠岡町忠岡中3-2-3	歯科	22-2007
16	杉原歯科医院	忠岡町忠岡中2-18-2	歯科	22-5576
17	タニ歯科医院	忠岡町忠岡中1-11-25	歯科	33-7766
18	寺本歯科	忠岡町忠岡東1-18-17 -1	歯科	21-6480
19	真嶋歯科医院	忠岡町忠岡東1-15-17	歯科	33-0418
20	よねもと歯科	忠岡町忠岡南1-3-22	歯科	31-4181
21	斎藤歯科医院	忠岡町忠岡東2-8-5	歯科	22-8148
22	坂田歯科医院	忠岡町忠岡東1-39-9	歯科	33-1050
23	ゆり歯科医院	忠岡町忠岡北1-3-8	歯科	22-6680
24	忠岡駅前ハシモト デンタルオフィス	忠岡町忠岡東1-14-12 カツモトビル2階	歯科	22-2685

(2) ごみ・し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表

ごみ・し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表

平成27年3月10日現在

1 委託業者（許可業者）一覧

区分	名 称	所 在 地	保有台数				電 話
			4 t	2 t	軽	バックカー	F A X
ごみ関係	(有)伊田清掃	〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南 2-21-1	—	2	1	2	0725-24-5321
							0725-32-7710
	(株)フジワラー	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-35-10	—	2	1	4	0725-32-2831
							0725-32-2831
	藤原環境(株)	〒595-0811 泉北郡忠岡町忠岡北 1-6-8	2	4	—	2	0725-31-4971
							0725-31-4981

区分	名 称	所 在 地	保有台数		電 話
			軽	バキューム	F A X
浄化槽・し尿関係	(有)伊田清掃	〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南 2-21-1	1	1	0725-24-5321
					0725-32-7710
	(株)フジワラー	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-35-10	—	2	0725-32-2831
					0725-32-2831

2 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力	
		焼却炉	破碎機
忠岡町クリーンセンター	泉北郡忠岡町新浜 2-5-46	30 t / 日	5 t / 日

名 称	所 在 地	処理能力	処理方式
		18 Kℓ / 日	
忠岡町し尿処理場	泉北郡忠岡町新浜 2-5-46	し尿：13 Kℓ / 日 浄化槽汚泥：5 Kℓ / 日	好気性消化処理方式 下水道放流

(3) 火葬場

火 葬 場

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
忠 岡 斎 場	忠岡町忠岡南2-17-33	0725-22-7839	

6 消防・水防関係

(1) 消防力の整備指針と現有消防力の比較

(施設)

区 分	現有
署所の数	1
消防ポンプ自動車 (うち、泡放出設備を備えた消防ポンプ車)	2 (1)
はしご自動車又は屈折はしご自動車	0
化学車	0
救急自動車	2
救助工作車	0
指揮車 (広報車代替)	1
計 (自動車台数) (充足率 54.5%)	6

(人 員)

区 分		現有人員
消防隊	消防ポンプ自動車	18
	はしご自動車・ 屈折はしご自動車	0
	化学車 (泡放出設備を備えた消防ポンプ車)	0
救急隊員	救急自動車	6
救助隊員	救助工作車	0
指揮隊員	指揮車(広報車代替)	3
通信員		2
予防要員		2
庶務の処理等のために必要な人員		5
合計		36

(2) 現有消防水利

地域別	区分	消 火 栓			防 火 水 槽			その他の水利					合 計	
		公 設	私 設	計	公 設	私 設 (指 定 水利)	計	池	河 川	井 戸	海 岸	計		
高月		41		41	1	2	3	1					1	45
北出		34		34	3	2	5							39
馬瀬		30		30	1		1							31
忠岡東		75		75	4	3	7		1				1	83
忠岡南		27		27	4		4			1			1	32
忠岡中		45		45	5	3	8			2			2	55
忠岡北		51		51		2	2		1				1	54
新浜		33	5	38		7	7				10		10	55
計		336	5	341	18	19	37	1	2	3	10		16	394

(3) 公設消火栓口径別及び比率

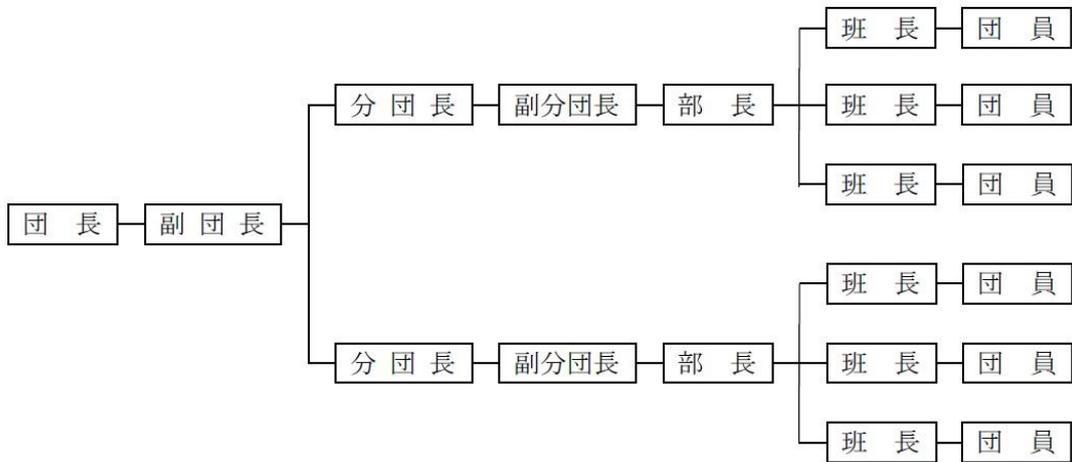
口径	地域	高月	北出	馬瀬	忠岡東	忠岡南	忠岡中	忠岡北	新浜	計	比率
75mm		6	7	8	25	4	11	3		64	19
100mm		15	4	3	10	4	6	20	16	78	23.2
150mm		20	11	11	27	14	21	16	6	126	37.5
200mm				1	8	5	7	12		33	9.8
250mm			8	7	5				6	26	7.7
300mm			4							4	1.2
350mm									5	5	1.5
計		41	34	30	75	27	45	51	33	336	100

(4) 公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表

区分	設置場所	貯水槽名称	貯水容積	水量	水利基準	備考
高月	高月北 2-20	高月向井田公園		60㎡	○	平成10年10月 耐震性
北出	北出 2-17	北出公園		100㎡	○	平成11年10月 耐震性
北出	北出 2-4	ビバーチエ忠岡	220cm×620cm×300cm	40㎡	○	平成13年11月
北出	北出 3-2	アンジャンテ北出	220cm×580cm×310cm	40㎡	○	平成14年11月(朝日加工社宅跡)
馬瀬	馬瀬 2-17	東忠岡小学校		60㎡	○	平成 9年10月 耐震性
忠岡東1	忠岡東 1-17	忠岡中学校	内径2m50cm 深さ4m30cm	21㎡		昭和54年12月 防火井戸から防火水槽に改装
忠岡東2・3	忠岡東 2- 4	第2町営住宅	内径2m50cm 深さ4m	20㎡		昭和49年 6月
忠岡東2・3	忠岡東 3-12	大和住宅	670cm×370cm×165cm	40㎡	○	昭和44年 9月
忠岡東2・3	忠岡東 3-18	エルフエビラ	200cm×640cm×320cm	40㎡	○	平成16年 3月
忠岡南	忠岡南 1-12	忠岡小学校1	内径2m50cm 深さ4m40cm	22㎡		昭和50年 8月
忠岡南	忠岡南 1-12	忠岡小学校3		136㎡	○	平成13年 9月
忠岡南	忠岡南 1-12	忠岡小学校2		60㎡	○	平成 9年10月 耐震性
忠岡南	忠岡南 3-11	北区グラウンド		100㎡	○	平成12年10月 耐震性
忠岡中	忠岡中 1-18	藤野吾三郎	内径2m50cm 深さ4m30cm	21㎡		昭和53年1月に 防火水槽(私有地)
忠岡中	忠岡中 1-26	忠岡神社	内径2m50cm 深さ4m60cm	23㎡		昭和52年 2月
忠岡中	忠岡中 2-21	渡辺克巳	内径2m50cm 深さ4m30cm	21㎡		昭和54年 6月(私有地)
忠岡中	忠岡中 1-24	東区公園		60㎡	○	平成10年10月 耐震性
忠岡中	忠岡中 2-15	アンジャンテ忠岡	210cm×655cm×300cm	40㎡	○	平成13年11月

(5) 忠岡町消防団の組織

消 防 団



7 ライフライン関係

区分	面積		人口		普及率 (%)	備考
	計画 (ha)	整備済 (ha)	計画人口 (人)	整備済人口 (人)		
汚水	297.00	278.01	17,600	17,230	96.7	人口普及率
雨水	297.00	204.09	17,600	14,475	68.7	面積普及率 (10年確率)

ポンプ施設の名称	排水区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 (単位アール)	1分間の揚水量 (単位立方メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
忠岡雨水ポンプ場	第2排水区	忠岡町新浜一丁目	63.4	—	1,060	雨水ポンプ場

ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	能力	摘要		
忠岡雨水ポンプ場	雨水沈砂池	6池	鉄筋コンクリート造 幅 4.0m×長 18.0m×深 2.5m			
			滞留時間 60秒			
			水面積負荷 3600m ³ /m ² /日			
	ポンプ設備			型式 立軸斜流ポンプ		
				4台		1,350mm×233m ³ /分×6.8m×550PS
				1台		1,050mm×130m ³ /分×6.8m×320PS
				1台		600mm×42m ³ /分×6.8m×75kW
	ポンプ室	1棟		鉄筋コンクリート造 495m ²		
	放流渠			鉄筋コンクリート造 暗渠 幅 3.5m×長 2.45m×深 55.0m		
				流量 17.67m ³ /秒、流速 2.06m/秒		

8 避難関係

(1) 避難場所一覧

避難所一覧

番号	避難所	所在地	電話番号	面積(m ²)	収容人数	洪水	地震	津波	洪水浸水の可能性	津波浸水の可能性
1	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1265	766	○	×	×	なし	なし
2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1300.71	788	○	×	×	なし	なし
3	文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	510.71	309	○	×	×	なし	なし
4	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1439	872	×	×	○	1F床上浸水	なし
5	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5693.08	3450	○	×	○	なし	なし
6	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1063	644	×	×	○	1F床上浸水	なし
7	高月コミュニティセンター	高月南3-3-5		178.83	108	×	×	○	1F床上浸水	なし
8	忠岡保育所	忠岡中2-16-27	32-4439	1080.499	654	○	×	×	なし	0.01m~0.3m
9	忠岡幼稚園	忠岡南1-12-44	32-1830	1348.6	817	×	×	×	1F床上浸水	なし
10	東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	33-6700	1699.25	1029	×	×	○	1F床上浸水	なし
11	東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	32-6940	1519.88	921	×	×	○	1F床上浸水	なし

なお、8~11の避難所は、1~7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないときなどに開設する二次的な避難所である。

番号	一時避難場所	所在地	電話番号	面積(m ²)	収容人数	洪水	地震	津波	洪水浸水の可能性	津波浸水の可能性
12	新浜緑地	新浜3丁目地内		7281.87	7281	○	○	×	なし	なし
13	町民第2運動場	新浜2丁目5番52号		8655.74	8655	○	○	×	なし	1.0m~2.0m
14	新浜公園	新浜1丁目7番		58122.79	58122	○	○	×	なし	なし
15	町民こいの広場	忠岡中3丁目7番		7094.83	7094	×	○	×	1F床上浸水	1.0m~2.0m
16	南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15番地		779.87	779	×	○	×	1F床上浸水	1.0m~2.0m
17	子供の広場(忠岡南3丁目)	忠岡南3丁目11番地		2855.44	2855	×	○	×	1F床上浸水	1.0m~2.0m
18	西区ふれあい公園	忠岡中2丁目19番地		1226.44	1226	×	○	×	1F床上浸水	0.01m~0.3m
19	忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番		902	902	○	○	×	なし	なし
20	子供の広場(ゲートボール場)	忠岡中1丁目24番		1061.15	1061	○	○	×	なし	なし
21	町民運動場	忠岡東1丁目34番地		10346	10346	×	○	○	1F床上浸水	なし
22	緑水園	忠岡東2丁目1番地		1454.54	1454	×	○	○	1F床上浸水	なし
23	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100.04	100	×	○	○	1F床上浸水	なし
24	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100.07	100	×	○	○	1F床上浸水	なし
25	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100	100	×	○	○	1F床上浸水	なし
26	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番		118.04	118	○	○	○	なし	なし
27	北出2丁目憩いの広場	北出2丁目9番地		282	282	×	○	○	1F床上浸水	なし
28	北出公園	北出2丁目17番地		1678.18	1678	×	○	○	1F床上浸水	なし
29	菅原神社	高月南3丁目4番		2063	2063	×	○	○	1F床上浸水	なし
30	高月向井田公園	高月北2丁目20番地		2476.88	2476	×	○	○	1F床上浸水	なし
31	三角公園	高月南3丁目11番地		100	100	×	○	○	1F床上浸水	なし

洪水緊急避難場所 一覧

避難所	所在地	電話番号	面積(m ²)	収容人数	洪水浸水の可能性	津波浸水の可能性
忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1265	766	なし	なし
総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1300.71	788	なし	なし
シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5693.08	3450	なし	なし
文化会館	忠岡南1-18-17	33-1151	510.71	309	なし	なし
忠岡保育所	忠岡中2-16-27	32-4439	1080.499	654	なし	0.01m~0.3m
一時避難場所	所在地	電話番号	面積(m ²)	収容人数	洪水浸水の可能性	津波浸水の可能性
新浜緑地	新浜3丁目地内		7281.87	7281	なし	なし
町民第2運動場	新浜2丁目5番52号		8655.74	8655	なし	1.0m~2.0m
新浜公園	新浜1丁目7番		58122.79	58122	なし	なし
忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番		118.04	118	なし	なし
忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番		902	902	なし	なし
子供の広場(ゲートボール場)	忠岡中1丁目24番		1061.15	1061	なし	なし

地震緊急避難場所 一覧

一時避難場所	所在地	電話番号	面積(㎡)	収容人数	洪水浸水の可能性	津波浸水の可能性
新浜緑地	新浜3丁目地内		7281.87	7281	なし	なし
南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15番地		779.87	779	1F床上浸水	1.0m~2.0m
子供の広場(忠岡南3丁目)	忠岡南3丁目11番地		2855.44	2855	1F床下浸水	1.0m~2.0m
西区ふれあい公園	忠岡中2丁目19番地		1226.44	1226	1F床下浸水	0.01m~0.3m
町民運動場	忠岡東1丁目34番地		10346	10346	1F床下浸水	なし
緑水園	忠岡東2丁目1番地		1454.54	1454	1F床下浸水	なし
北出2丁目憩いの広場	北出2丁目9番地		282	282	1F床下浸水	なし
北出公園	北出2丁目17番地		1678.18	1678	1F床上浸水	なし
高月向井田公園	高月北2丁目20番地		2476.88	2476	1F床上浸水	なし
町民第2運動場	新浜2丁目5番52号		8655.74	8655	なし	1.0m~2.0m
新浜公園	新浜1丁目7番		58122.79	58122	なし	なし
三角公園	高月南3丁目11番地		100	100	1F床上浸水	なし
町民いこいの広場	忠岡中3丁目7番		7094.83	7094	1F床下浸水	1.0m~2.0m
鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100.04	100	1F床下浸水	なし
鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100.07	100	1F床下浸水	なし
鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100	100	1F床下浸水	なし
忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番		118.04	118	なし	なし
菅原神社	高月南3丁目4番		2063	2063	1F床上浸水	なし
忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番		902	902	なし	なし
子供の広場(ゲートボール場)	忠岡中1丁目24番		1061.15	1061	なし	なし

津波緊急避難場所 一覧

避難所	所在地	電話番号	面積(m ²)	収容人数	津波浸水の可能性
東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1063	644	なし
忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1439	872	なし
高月コミュニティセンター	高月南3-3-5		178.83	108	なし
シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5693.08	3450	なし
東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	32-6940	1519.88	921	なし
東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	33-6700	471.05	285	なし

一時避難場所	所在地	電話番号	面積(m ²)	収容人数	津波浸水の可能性
町民運動場	忠岡東1丁目34番地		10346	10346	なし
緑水園	忠岡東2丁目1番地		1454.54	1454	なし
北出2丁目憩いの広場	北出2丁目9番地		282	282	なし
北出公園	北出2丁目17番地		1678.18	1678	なし
高月向井田公園	高月北2丁目20番地		2476.88	2476	なし
三角公園	高月南3丁目11番地		100	100	なし
鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100.04	100	なし
鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100.07	100	なし
鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番		100	100	なし
忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番		118.04	118	なし
菅原神社	高月南3丁目4番		2063	2063	なし

津波避難ビル	所在地	指定年月日	面積(m ²)	収容人数	津波浸水の可能性
エルフローラ	忠岡南3丁目11番25号	24. 6. 26	117	117	あり
カサ・ド・エムズ	忠岡北3丁目5番10号	24. 9. 1	90	90	あり
文化会館	忠岡南1丁目18番17号	24. 6. 26	510.71	510	なし
コートアザレア	忠岡北2丁目9番9号	26. 8. 21	134.34	134	なし

(2) 避難路一覽

避難路一覽

府道	路線番号	路線名
	29	大阪臨海線
	229	田治米忠岡線

町道	路線番号	路線名
	1-76	新浜1号線
	2-1	中央線
	1-5	浜道線
	1-1	本通り線
	1-7	新開通り線
	1-6	泉大津岸和田線
	2-22	忠岡51号線

9 条例関係

(1) 防災会議条例

○忠岡町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 17 日条例第 17 号
改正

昭和 52 年 2 月 25 日条例第 1 号
平成 8 年 3 月 5 日条例第 16 号
平成 12 年 3 月 8 日条例第 2 号
平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号

忠岡町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、忠岡町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 忠岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者
- 6 前項の委員の定数は、33 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 2 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 5 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 8 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 忠岡町災害対策本部条例

○忠岡町災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 25 日条例第 22 号
改正

平成 8 年 3 月 5 日条例第 17 号
平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号

忠岡町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、忠岡町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 災害対策本部は、本町防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策本部は、本部員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、町長をもって充てる。

3 災害対策副本部長並びに災害対策本部員は、町長が部内の職員のうちから任命する。

4 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部内の職員を指揮監督する。

5 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び事務局)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことができる。

2 部及び事務局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長及び事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長はその部、事務局長はその事務局の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを実施する。

附 則（平成 8 年 3 月 5 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 忠岡町防災行政無線局管理運用規程

○忠岡町防災行政無線局管理運用規程
改正

平成 12 年 12 月 29 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、忠岡町防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(2) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(3) 親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

(4) 子局 親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(防災行政無線局の配置)

第 3 条 無線局の配置は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線局に、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運営を総括し、総括責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、町長とする。

(総括責任者)

第 5 条 無線局に、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、総括管理者の命を受け、管理責任者を指揮監督する。

3 総括責任者は、防災事務を所管する部長をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 無線局に、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、日常の運用管理を行うものとする。

3 管理責任者は、防災事務を所管する課長をもって充てる。

(通信担当者)

第 7 条 無線局に、通信担当者を置く。

2 通信担当者は、法第 40 条第 1 項の資格を有するもののうち、同法第 51 条に基づき町長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

3 通信担当者は、管理責任者の指示を受け、無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

(備付書類)

第 8 条 管理責任者は、法令及び関係法令等に基づく業務関係書類を管理及び保管する。

2 無線業務日誌は、定期的に管理責任者の閲覧を受けるものとする。

(無線従事者の届出)

第 9 条 総括管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第 51 条の規定により、速やかにその旨を近畿総合通信局長に届け出なければならない。

(無線設備の保守点検)

第 10 条 総括管理者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を行う。

(通信訓練)

第 11 条 総括責任者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施するものとする。

(通信事項等)

第 12 条 無線局により通信する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常事態に関する予報及び警報
- (2) 行政事務に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

2 通信に使用する用語は、できる限り簡潔にしなければならない。

(通信の申込み)

第 13 条 通信する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。

(1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについて、防災行政無線により通信する場合は、防災行政無線通信依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。

(2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。

(3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。

(通信統制)

第 14 条 総括責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報の円滑かつ効率的な伝達を図るため、通信順序の指定を行う等、通信統制を行うものとする。

2 事故その他の理由により、総括責任者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総括責任者が別に定める。

附 則 略

(4) 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

○忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 57 年 12 月 25 日条例第 38 号

改正

昭和 62 年 3 月 11 日条例第 7 号

平成 3 年 12 月 21 日条例第 28 号

平成 25 年 12 月 13 日条例第 26 号

忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下第 11 条までにおいて「災害」という。）により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 10 日以後生じた災害に関して適用する。

(災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の廃止)

2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年忠岡町条例第 34 号）は、この条例施行の日から廃止する。

附 則（昭和 62 年 3 月 11 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 21 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

(5) 忠岡町災害見舞金等支給条例

○忠岡町災害見舞金等支給条例

昭和 45 年 3 月 14 日条例第 8 号

改正

昭和 47 年 9 月 30 日条例第 30 号

昭和 48 年 5 月 31 日条例第 22 号

昭和 49 年 7 月 12 日条例第 34 号

昭和 53 年 9 月 28 日条例第 26 号

昭和 58 年 3 月 11 日条例第 9 号

平成 15 年 3 月 13 日条例第 4 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 10 号

忠岡町災害見舞金等支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害を受けた被災者を見舞い弔慰金又は見舞金を支給し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、次に定めるものをいう。

(1) 火災及び風水害による被害

(2) 大規模爆発による被害

(給付)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる給付を行う。

(1) 前条の災害による死亡者に対しては災害弔慰金の給付

(2) 前条の災害により治療期間 30 日以上の傷害を受けた者又は被災した世帯に対しては、災害見舞金の給付

2 前項第 1 号に規定する死亡者とは、災害を受けその直後の結果として災害を受けたときから 180 日以内に死亡した者をいう。

3 前条に規定する災害が本人の故意又は重大な過失による場合は、第 1 項の給付を行わない。

4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年忠岡町条例第 34 号）の規定により災害弔慰金の支給を受けた者には本条例による災害弔慰金の給付を行わない。

(受給要件)

第 4 条 前条第 1 項の給付を受けることができる者は、本町に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により記録されている者とする。

2 前条第 1 項第 2 号の規定による被災した世帯にあつては、前項の要件を有する者の現に居住している家屋が全焼、半焼、部分焼、類損、全壊、半壊、床上浸水又は大規模爆発による家屋等の小破した場合とする。ただし、大規模爆発による受給要件の認定については、町長が定める。

(給付期間)

第 5 条 災害見舞金等の給付期間は災害を受けたときから 1 年以内とする。

(給付の額)

第 6 条 第 3 条第 1 項に規定する給付の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 9 月 30 日条例第 30 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 9 月 16 日から適用する。

附 則 (昭和 48 年 5 月 31 日条例第 22 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 6 日から適用する。

附 則 (昭和 49 年 7 月 12 日条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 7 月 17 日から適用する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 11 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 13 日条例第 4 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表

区分	基準	金額
災害弔慰金	死亡のとき	200,000 円
災害見舞金	治療期間が 30 日以上るとき	30,000 円
	家屋が全焼又は全壊のとき	200,000 円
	家屋が半焼又は半壊のとき	100,000 円
	家屋の床上浸水・大規模爆発による家屋の小破又は火災による部分焼若しくは類焼	50,000 円

ただし、町長は、被災の程度により特に必要があると認める場合は、前記の金額を増額して給付することができる。

(6) 大阪府災害救助用食糧緊急引渡要領

○大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

平成6年8月4日付け流第278号

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」〔昭和61年2月10日付け61食糧第120号(需給、経理)〕(以下「緊急引渡要領」という。)[「災害時における乾パンの取扱要領」〔昭和51年7月12日付け51食糧第722号(加食)〕「災害救助法が発動された場合における災害救助用食糧の緊急引渡に関する協定」(平成2年4月1日)「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」(平成9年6月2日)(以下「精米基本協定」という。)]及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という。)]に基づき、災害時に災害救助法が適用された場合における政府所有の米穀及び乾パン並びに米穀卸売業者所有の精米並びに大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という。)]の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食糧の引渡しは、災害救助法が発動された場合において、当該災害地の管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)又は乾パン並びに漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	品 目	米 穀	乾 パ ン	漬 物
被災者供給用		精米1人1食当たり200g	1人1食当たり	1人1食当たり
		又は 玄米1人1食当たり220g	115g	20g
災 害 救 助 従事者供給用		精米1人1食当たり300g	1人1食当たり	1人1食当たり
		又は 玄米1人1食当たり330g	115g	20g

(引渡場所等)

第5 災害の状況による緊急引渡しを行う引渡場所、引渡品目及び引渡を受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災 害 の 状 況	引 渡 場 所	引 渡 品 目	引 渡 を 受 け る 者
知事と市町村長の連絡ができる場合	大阪府災害用備蓄倉庫	乾パン	知事又は市町村長
	大阪府の指定する場所	精米、漬物	市町村長
交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合	政府倉庫及び食糧庁指定倉庫(大阪府災害用備蓄倉庫を除く)	玄米	市町村長
	漬物保管者倉庫	漬物	

(引渡手続)

策6 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 乾パン

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。

この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪食糧事務所長に対し、緊急引渡要領第3に準じ、乾パンの引渡しを要請する。

ウ 知事は、大阪食糧事務所長の指示に従い、乾パンを市町村長に引渡す。

エ 市町村長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）引渡受領書（様式第2号）を1部提出する。

(2) 米穀（精米）

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。

この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀卸売業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸売業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第3号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。

この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

ウ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ引渡しを行う。

この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、精米の受渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第4号）を1部提出する。

オ 市町村長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食料（精米）引渡報告書（様式第5号）に災害救助用食料（精米）受領書の写しを添えて、速やかに1部提出するものとする。

(3) 漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式策1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。

この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管しているもの（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第6号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。

この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ引渡す。

この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第7号）を1部提出する。

オ 漬物保管者は、市町村長への漬物の引渡しの後、災害救助用食料（漬物）引渡報告書（様式第8号）に災害救助用食料（漬物）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀

ア 市町村長は、当該地区を管轄する食糧事務所支所長〔支所長に連絡のとれないときは、当該食糧庁指定倉庫等の保管指導担当者である食糧事務所職員（以下「支所長等」という。）〕災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換えに食糧庁指定倉庫等において米穀を受領する。

ただし、支所長等に対して連絡の取れないときは、食糧庁指定倉庫の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。

イ 市町村長は、食糧庁指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。

(2) 漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し電話等で要請のうえ、災害救助用漬物緊急引渡受領書（様式第12号）と引換えに漬物保管者の倉庫等から漬物を受領する。

ただし、漬物保管者に対して連絡の取れないときは、漬物保管者の倉庫等の責任者に対して、直接上記手続きを行うことができる。

イ 市町村長は、漬物保管者の倉庫等から漬物を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用漬物緊急引取報告書（様式第13号）を提出する。

（買受手続等）

第7 知事は、市町村長が第6の1の（2）により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を、第6の1の（1）又は第6の2の（1）の引渡手続きにより災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続きを速やかに行うものとする。（代金納付）

第8 買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

1. 市町村長は、災害救助従事者用として災害救助用食料を受領した場合、その日から起算して20日以内に代金を知事に納付するものとする。

2. 知事は、市町村長が第6の1の（2）による災害救助用食料を受領した場合は精米基本協定第8条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に供給業者に、第6の1の（1）又は第6の2の（1）による災害救助用食料を受領した場合はその日から起算して30日以内に大阪食糧事務所長に、第6の1の（3）による災害救助用食料を受領した場合は漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

(7) 忠岡町災害派遣手当に関する条例

○忠岡町災害派遣手当に関する条例

昭和39年3月25日条例第24号

改正

平成7年10月2日条例第14号

忠岡町災害派遣手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて、本町に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本町に到着した日から起算し、同地を出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月2日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

施設利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
本町に滞在した期間	(1日につき)	(1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 1 本表中、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等であり、「その他の施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条のホテル営業及び旅館営業の施設であること。
- 2 滞在期間中に利用施設を変更したときは、変更した日にかかる手当額は、変更後の施設区分による。

10 災害時相互応援協定

協定名	協定先	締結年月日	内容
大阪市忠岡町航空消防応援協定	大阪市	昭和 45 年 6 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日再	回転翼航空機による消防業務
消防行政管轄区域の境界線上に位置する消防対象物の行政事務処理に関する協定	和泉市、泉大津市、岸和田市	昭和 58 年 9 月 16 日 昭和 59 年 4 月 14 日 昭和 59 年 5 月 1 日	消防事務処理
大阪府南ブロック消防相互応援協定	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合	昭和 59 年 8 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日再	火災、水災、その他の災害に対する防衛、救急業務の応援
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合、茨木市、八尾市、泉州南消防組合、富田林市、河内長野市、松原市、大東四條畷消防組合、和泉市、箕面市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、島本町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村	昭和 63 年 9 月 1 日 平成 26 年 10 月 1 日再	大規模な災害等が発生した場合における災害防衛又は救助等の応援
災害時相互応援協定	堺市、泉大津市、和泉市、高石市	平成 14 年 6 月 28 日	応援要請に基づく人的・物的支援
関西国際空港消防相互応援協定	新関西国際空港株式会社、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合	平成 15 年 7 月 1 日 平成 25 年 7 月 1 日再	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防衛または救助等の応援
水門等操作協定書	大阪府港湾局	平成 22 年 7 月 1 日	水門の維持管理等
救急医療相談業務に係る応援協定	大阪市	平成 22 年 12 月 1 日	救急医療相談業務
大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪府（水道部、健康医療部）、府内 43 市町（大阪市除く）、泉北水道企業団	平成 23 年 4 月 1 日	応援要請に基づく給水・人的・物的支援及び大阪広域水道企業団水道震災対策中央本部の設置

保安 3 法事務連携機構おおさかの設立に関する協定書	大阪府内の各市町村	平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 10 月 1 日再	保安 3 法事務の処理
防災情報充実強化事業に関する協定書	大阪府	平成 25 年 1 月 31 日	防災情報の円滑な伝達のためのシステムの構築
一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書	堺市、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	平成 25 年 3 月 22 日	災害時等における応援要請に基づくごみの処理
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成 25 年 3 月 22 日	災害時等における応援要請に基づくし尿等の処理
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定	貝塚市、高石市、岬町、姫路市、南あわじ市、播磨町、海南市、玉野市、竹原市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、坂町、下関市、宇部市、山口市、防府市、光市、柳井市、山陽小野田市、周防大島市町、小松島市、高松市、丸亀市、坂出市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、上島町、姫島村	平成 25 年 3 月 27 日	応援要請に基づく人的・物的支援等
船舶火災の消火に関する業務協定	岸和田海上保安署、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合	平成 25 年 4 月 1 日	船舶火災の消火
泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町	平成 25 年 9 月 10 日	応援要請に基づく人的・物的支援等
大阪府広域災害・救急医療情報システム(ORION)への情報提供に関する協定書	大阪府健康医療部	平成 26 年 3 月 31 日	救急搬送受入れ及び検証や救急搬送・医療体制の改善業務
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成 26 年 8 月 6 日	地震その他の災害時の協力要請
災害時における忠岡町と泉大津郵便局との相互協力に関する覚書	泉大津郵便局	平成 12 年 3 月 21 日	地震その他の災害時の相互協力
市立岸和田市民病院と公立忠岡病院の統合再編に関する確認及び協定書	岸和田市民病院	平成 19 年 3 月 28 日	統合再編に伴う医療機能の継承

災害時における物品の供給協力に関する協定書	大阪いずみ市民生活協同組合	平成 24 年 5 月 17 日	災害時における物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供等の救援活動
	株式会社ライフコーポレーション	平成 26 年 1 月 24 日	
ボランティアセンターの設置などに関する協定書	社会福祉法人忠岡町社会福祉協議会	平成 24 年 5 月 22 日	忠岡町災害ボランティアセンターの設置、運営等
災害時における応援に関する覚書	忠岡町建設業協会	平成 25 年 1 月 10 日	地震その他の災害時の応援等
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	J パックス株式会社	平成 25 年 6 月 24 日	地震その他の災害時に必要なダンボール製品の調達
	セツカートン株式会社	平成 25 年 6 月 24 日	
減災を目的とした防災 AR に関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	平成 26 年 8 月 12 日	AR により平常時からの防災意識の向上を図る取り組み
災害時における応急対策業務に関する協定書	大阪府電気工事工業組合岸和田支部	平成 26 年 8 月 12 日	地震その他の災害時の協力要請
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成 26 年 7 月 31 日	災害対策本部において使用する地図(紙・電子)の提供
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成 26 年 8 月 6 日	地震その他の災害時の協力要請
災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	平成 26 年 8 月 7 日	地震その他の災害時の緊急輸送体制の要請
災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書	デイサービスセンター健楽舎母屋	平成 25 年 4 月 10 日	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、忠岡町内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際の、福祉避難所の開設・運営に関する協力要請
	グループホーム アムール忠岡	平成 25 年 4 月 23 日	
	グループホームアムール忠岡アネックス	平成 25 年 4 月 23 日	
	ピープルハウス忠岡	平成 25 年 5 月 1 日	
	デイサービスセンター健楽舎隠居	平成 25 年 4 月 10 日	
	有限会社ほがらか	平成 25 年 3 月 14 日	
	ピープルライティングスクール泉北	平成 25 年 5 月 1 日	
	医療法人 愛朗会おくだ医院	平成 25 年 3 月 14 日	
	有限会社あんずデイサービスセンター	平成 25 年 4 月 5 日	

	療養通所介護アネトス	平成 25 年 4 月 5 日	
	レストランデイきらら	平成 25 年 4 月 5 日	
	ピープルケアハウスいずみ	平成 25 年 5 月 1 日	
	デイサービス花れん	平成 25 年 5 月 30 日	
	NPO デイサービスよりあい倶楽部忠岡	平成 25 年 4 月 8 日	
	安藤外科・整形外科医院	平成 26 年 3 月 31 日	
	リハビリデイサービスいずみ	平成 26 年 3 月 31 日	
	デイサービスおりーぶの森	平成 26 年 3 月 31 日	

1 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市にあっては区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段——— 厚生大臣に協議が必要】

- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合

【法施行令第1条第1項第4号——— 厚生大臣に協議が必要】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ①半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
②床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

1 2 被害認定統一基準（災害弔慰金関係）

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（S43.6.14 内閣総理大臣官房審議室長通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の 完全 全流 焼失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
住家の 半半 の 壊 焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

様 式

被害情報報告用様式

NO. _____

被害情報連絡票		受報者	
受報時間	平成 年 月 日 () 時 分		
被害発生場所			
通報者住所	泉北郡忠岡町 丁目 番 号 ☎()		
氏 名			
現場の状況			
被害の状況			
処 理 担 当 課		被害情報連絡受理者	
処理担当課への連絡時間	日 時 分	処理担当課への連絡者	

NO. _____

被害処理報告票		被害情報連絡受理者	
処理時間	平成 年 月 日 () 時 分		
被害処理場所	泉北郡忠岡町 丁目 番 号		
処理内容			
特記事項			
処理担当課		処理報告時間	日 時 分

第4号様式（その2）

【災害概況即報】

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水 棟
応急策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)			

第4号様式（その1）

【被害状況即報】

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 災害番号	災 害 名			田	流出・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
				そ の 他	文教施設	箇所	
区 分		被 害			病院	箇所	
人 的 被 害	死 者		人		道路	箇所	
	行方不明者		人		橋りょう	箇所	
	負傷者	重 傷	人		河 川	箇所	
		軽 傷	人		港 湾	箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟		砂 防	箇所	
			世帯		清掃施設	箇所	
			人		崖くずれ	箇所	
	半 壊		棟		鉄道不通	箇所	
			世帯		被害船舶	隻	
			人		水道	戸	
	一 部 破 損		棟		電 話	回線	
			世帯		電 気	戸	
			人		ガ ス	戸	
	床 上 浸 水		棟	ブロック塀等	箇所		
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯	り 災 者 数	人			
		人	火 災 発 生	建 物	件		
非住宅	公 共 建 物		棟	危 険 物	件		
	そ の 他		棟	そ の 他	件		

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県			
公 共 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村教		団体		市 町 村			
そ の 他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
そ の 他		千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団体		
被 害 総 額		千円					
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害種類概況						
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						

*被害額は省略できるものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県			区分		被害			
災害名 災害番号	月 日 時 確定		そ	田	流出・埋没	ha		
					冠水	ha		
報告者名	区分	被害		畑	流出・埋没	ha		
					冠水	ha		
人的被害	死者	人	の	文教施設		箇所		
		行方不明者		人	病院		箇所	
	負傷者	重傷		人	道路		箇所	
		軽傷		人	橋りょう		箇所	
住家被害	全壊	棟		他	河川		箇所	
		世帯			港湾		箇所	
		人			砂防		箇所	
	半壊	棟			清掃施設		箇所	
		世帯			崖くずれ		箇所	
		人			鉄道不通		箇所	
	一部破損	棟			被害船舶		隻	
		世帯			水道		戸	
		人			電話		回線	
	床上浸水	棟			電気		戸	
		世帯			ガス		戸	
		人			ブロック塀等		箇所	
床下浸水	棟	り災世帯数		世帯				
	世帯	り災者数		人				
	人	火災発生	建物		件			
公共建物	危険物		件					
その他	その他		件					

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 共 文 教 施 設	千 円				設 置 市 町 村 名	設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千 円					解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千 円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円								
小 計	千 円			災 害 対 策 本 部					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 教	団 体				計 団 体				
そ の 他	農 業 被 害	千 円		災 害 救 助 法					
	林 業 被 害	千 円							
	畜 産 被 害	千 円			計 団 体				
	水 産 被 害	千 円							
	商 工 被 害	千 円							
そ の 他	千 円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額		千 円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災 害 発 生 場 所								
	災 害 発 生 年 月 日								
	災 害 の 概 況								
	消 防 機 関 の 活 動 状 況								
	そ の 他 (避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況)								

緊急通行車両関係様式

(表)

() 第 号 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印				
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ） 名称（ ）			
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品目)				
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 60%;"> 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（ ） </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">無</td> </tr> </table>	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（ ）	無
有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（ ）	無		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
番号標に表示されている番号				
出 発 地				

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会

印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両確認申請書

年 月 日

大阪府知事
大阪府公安委員会 殿

申請者住所

(電話番号)

氏 名

印

行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ）	
	名称（ ）	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）	
番号票に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあたっては輸送人員又は品目)		
車 両 の	住 所	電話番号（ ）
使 用 者	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

第 号

年 月 日

緊急通行車両確認証明書

大阪府知事
大阪府公安委員会



番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
運行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

自衛隊の災害派遣要請について（知事宛）

派遣依頼書

第 号
平成 年 月 日

大阪府知事 殿

忠岡町長 印

自衛隊災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2により下記のとおり災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

防災行政無線依頼書

決 済	管 理 責 任 者		通 信 担 当 者	
--------	-----------------------	--	-----------------------	--

年 月 日

管理責任者 様

所属課
課 長

㊟

防災行政無線通信依頼書

放送（予定）日時	年 月 日（ 曜日）
	（ 時 分）（ 時 分）（ 時 分）
放送（予定）地域	全 域
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12 地域
放 送 文	

※ ① 同様の内容で、数回通信する場合は、変更して通信する内容を解るように記入してください。

② 放送地域欄の数字は、次のとおり子局の位置を表しています。

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| 1 高月向井田公園 | 2 高月集会所 | 3 北出2丁目宮の前線 |
| 4 東忠岡小学校 | 5 東3丁目児童遊園 | 6 公立忠岡病院 |
| 7 文化会館 | 8 竹林氏宅敷地内 | 9 北2丁目中央線 |
| 10 東洋紡績敷地内 | 11 新浜集会所 | 12 クリーンセンター敷地内 |

罹災証明願

証 明 願

平成 年 月 日 により、下記の被害を受けましたので、証明願います。

記

罹災地	忠岡町 丁目 番号
罹災者	
被害内容	
提出先	

平成 年 月 日

忠 岡 町 長 様

届出人 住 所

氏 名

印

忠防災証第 号

平成 年 月 日

上記のとおり被害の届け出があったことを証明する。

忠岡町長 和 田 吉 衛